

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、尾道市立大学大学院学則（平成24年規程第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、尾道市立大学大学院日本文学研究科（以下「研究科」という。）において必要と認める事項について定めるものとする。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、尾道市立大学大学院日本文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て学長が定める。

### (専攻)

第2条 研究科に、次の専攻を置く。

専攻 日本文学専攻

## 第3章 削除

## 第2章 教育方法等

### (教育課程)

第4条 教育課程は、尾道市立大学大学院授業科目履修規程（平成28年規程第206号）別表第1第2号（以下「別表」という。）のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、必要に応じて別の授業科目を開設することがある。

### (履修方法)

第5条 学生は、所定の教育課程を履修しなければならない。

第6条 各年度に開設する授業科目及び授業担当教員名等は、その学期の始めに発表する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 学生が、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

3 他の研究科の学生が、研究科の授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第8条 入学した者が、既修得単位等の認定を申請した場合には、当該既修得単位等が10単位を超えない範囲において、研究科において修得したものとして認定することができる。

2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、指導教員を経て、入学後3か月以内に、研究科長に申請しなければならない。

### (研究指導)

第9条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。

2 学生が指導教員の変更を希望するときは、指導教員を通じ、研究科長に願い出て、研究科委員会の承認を得なければならない。

第10条 学生は、指導教員の指導により入学後1か月以内に研究課題を研究科長に届け出なければならない。

## 第3章 課程の修了要件

### (修了要件)

第11条 修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要

な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文」という。）を作成し、最終試験を経た審査に合格しなければならない。

（成績評価）

第12条 各科目の成績評価については、次のとおりとする。

- (1) 各科目の成績評価は、筆記試験、レポート、論文、演習発表の成果等により行う。
- (2) 成績表示は5点満点の整数で行い、2点以上を合格とし、1点を不合格とする。評価・表示の具体は、次のとおりとする。

成績表示		100点満点の場合
秀	5	90点以上
優	4	80点以上
良	3	70点以上
可	2	60点以上
不可	1	60点未満

（修士論文）

第13条 学生は、別に定めるところにより修士論文題目届及び修士論文を、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

第14条 研究科委員会は、それぞれの修士論文の審査のため、審査員3人以上からなる審査会を設ける。

2 審査会は、研究指導教員をもって組織し、1人を主査とする。なお、委員会において必要と認めた場合には、研究科の教員を加えることができる。

3 その他審査について必要な事項は、別に定める。

第15条 審査会は、提出された修士論文について最終試験を行う。

第16条 最終試験は、原則として口述試験により行う。

第17条 最終試験の実施日時及び方法は、審査会がその都度定め、研究科委員会が発表する。

第18条 研究科委員会は、審査会から最終試験の結果の報告を受け、可否を判定する。

（授与学位）

第19条 授与学位は、修士（日本文学）とする。

#### 第4章 入学、退学、休学、転学及び再入学

（入学、退学、休学及び転学）

第20条 入学、退学、休学及び転学については、所定の手続を行い、学長の承認を得なければならない。

（再入学）

第21条 途中で退学した者で、再入学を志願する者は、学長に願い出ることができる。ただし、入学の時期は、学期の始めに限る。

2 再入学を志願した者には、必要に応じて学力試験を行うことがある。

#### 第5章 教員免許

（教員免許）

第22条 学生が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の専修免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

専攻	免許状の種類	免許教科の種類
日本文学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語

2 前項の授業科目及び単位の修得方法等については、別に定める。

付 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第184号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月22日規程第215号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。